

最近の話題

- 担い手 3 法の改正
- 令和 6 年度北陸地方整備局の事業執行方針
- その他（諸経費動向調査、施工合理化調査）

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ①受注者によるリスク情報提供の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ①当事者間での誠実協議
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ②民間事業者への勧告等
 - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ①受注者による著しく短い工期の禁止
- ②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
 - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ②監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

赤字：法改正で対応する事項

担い手3法の改正 全体像

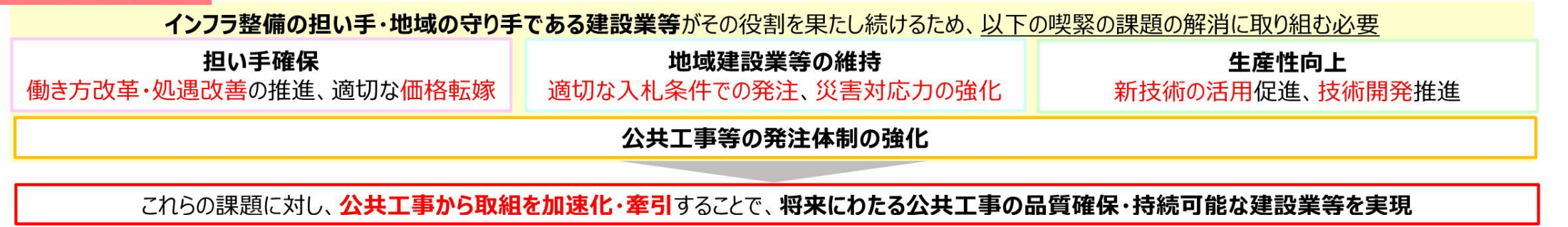
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

令和6年6月12日成立 令和6年6月19日公布・施行(測量改正の7年4月施行部分を除く)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正



改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善
- 休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）
 - 国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
 - 自治体内の関係部局が連携した平準化の促進処遇改善の推進（国・発注者・受注者）
 - 労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
 - 能力に応じた適切な処遇の確保
 - 適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更
- 担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）
 - 担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- 品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- 担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討
2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備
- 適切な入札条件等での発注の推進（発注者）
 - 地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等災害対応力の強化（受注者・発注者）
 - 災害対応経験者による被害把握
 - 技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
 - 災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）
 - 調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
 - 脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映技術開発の推進（国）
 - 技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）
 - 発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
 - 維持管理を広域的に行うための連携体制構築入札契約の適正化に係る実効確保（国）
 - 国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
 - 指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告
- 測量業の担い手確保

・測量士等の確保(養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定)

・測量業の登録に係る暴力団排除規定 等

3

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

○発注者協議会(ブロック会議)の開催 **8月7日**

○発注者協議会(県部会)の開催

- ・品確法の改正の主旨説明
- ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

○品確法の改正の主旨説明会の開催

- ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8月を目処

<意見照会>

○地方公共団体・建設業団体への意見照会

- ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

○発注者協議会(ブロック会議)の開催

○発注者協議会(県部会)の開催

- ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬頃

○地方公共団体・建設業団体へ意見照会

○有識者への意見照会

- ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年
全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

労務費への
しわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

賃金の引上げ

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

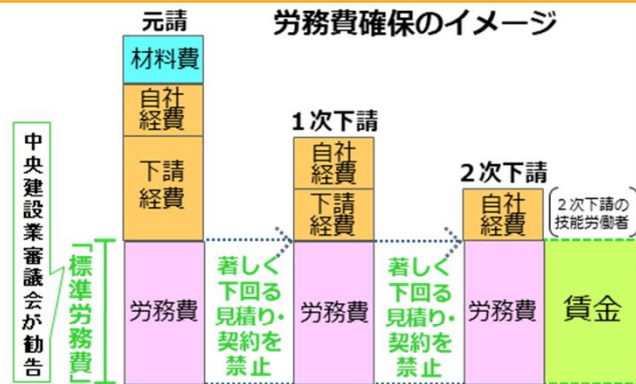
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

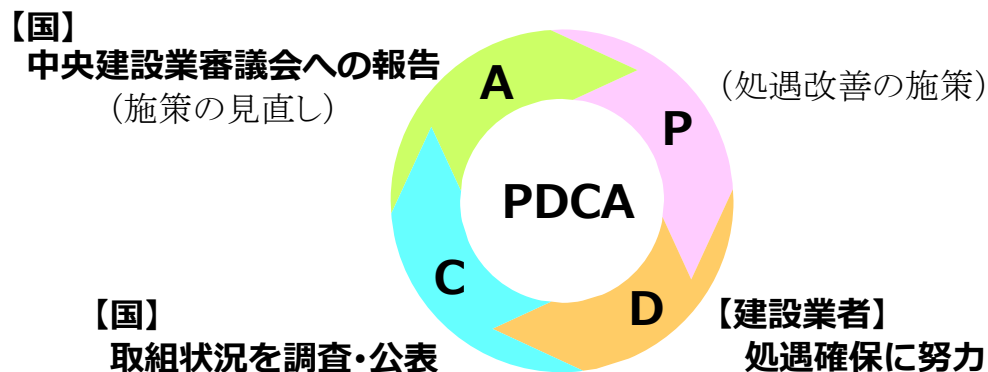


改正法案① 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



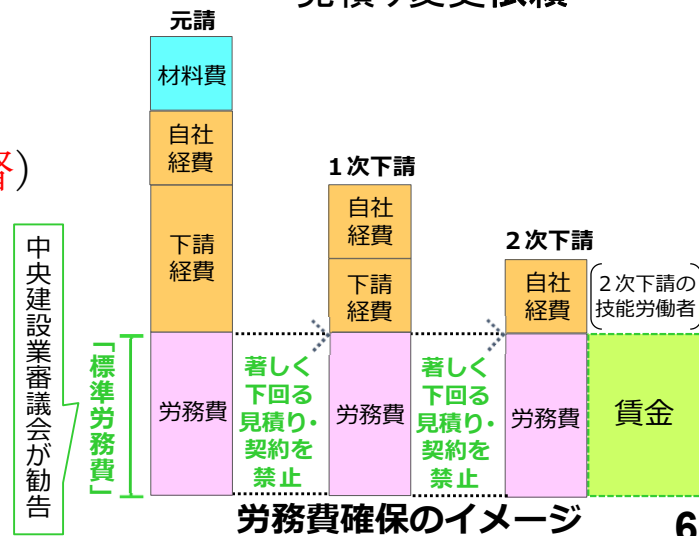
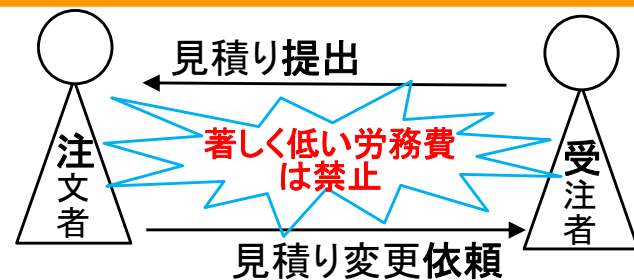
(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

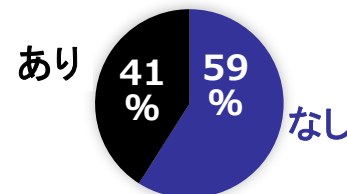
- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約**変更**条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



注文者



「資材高騰のおそれあり」



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

改正法案③ 働き方改革と生産性向上

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

契約後

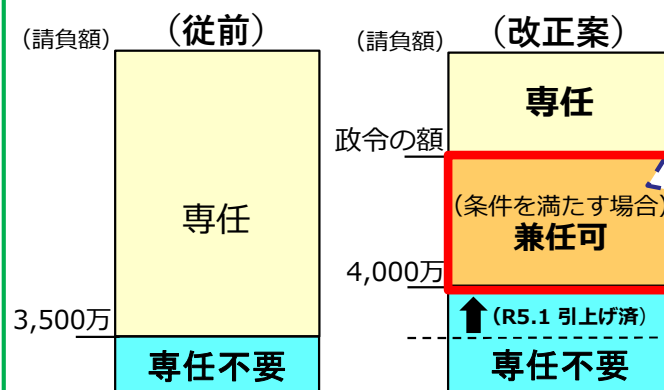
- 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる

➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任不可

◆ 営業所専任技術者の兼任可

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



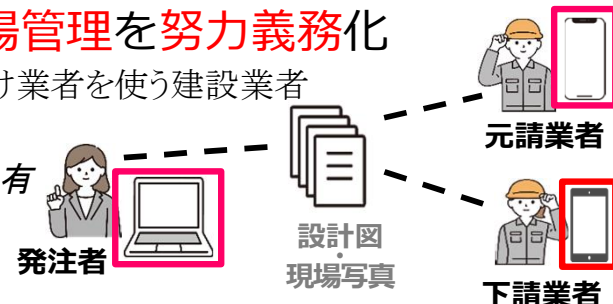
② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICT活用で確認できれば提出は不要に)

建設Gメンによる請負代金等の取引適正化に向けた監視体制の強化

概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要
- そのために、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、**建設業許可部局から指導監督**を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進

調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

調査内容の拡充

これまで

- 請負代金
 - ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか
 - ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか
 - ・ 契約変更条項が規定されているか
 - ・ 労務費を現金払しているか など
- 工期
 - ・ 休日等(現場閉所)をどの程度確保しているか
 - ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか
 - ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など

指摘例

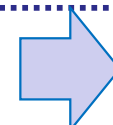
- 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。
- 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。
- 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。
- 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。
- 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。
- 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。

拡充（建設業法改正等に対応）

- ★ 建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける
 - 請負代金(労務費関係)
 - ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど**不適正な見積変更依頼**をしていないか
 - ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の**行動指針に基づいた取組がとられているか**
 - ・ 労務費が標準労務費に照らして**妥当か** など
 - 工期／請負代金
 - ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、**契約締結前に必要な情報を通知**したか
 - ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の**変更協議を申し出**たか。注文者は誠実に**協議に応じたか** など
- ※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施

体制の強化（本省、北海道開発局、地方整備局）

R5年度の体制
72名



R6年度体制
135名

※関係部署からの応援を含む。

担い手3法に関する説明会(8月5日)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

北陸地方整備局建設部
記者発表資料

配布日時 令和6年7月22日
取り扱い 配布を以て解禁

別紙

＜事前申込用紙＞※Wordファイル [DLはこちら](#)

○出席者名・ふりがな

※会場の都合上、多くの団体にご参加いただくため、最大2名までとさせていただきます。

※オンラインでご参加の場合も、多くの団体にご参加いただくため、1団体につき接続する回線は1つとさせていただきます。

出席者名	ふりがな

○参加を希望する回（いずれかに✓を付けてください）

☐ 第一部 ☐ 第二部

○参加を希望する方法（いずれかに✓を付けてください）

☐ 会場（対面） ☐ オンライン

○（法人等の場合）所属会社名又は所属団体名

○（法人等の場合）所属会社又は所属団体の住所
〒

○連絡先（電話番号、メールアドレス）

電話番号：

メー ル：

※説明会参加に当たっての連絡・注意事項

- ・オンラインご希望の方には、ご登録のメールアドレスに、お申し込み受付済の連絡と合わせ説明会URLをお送りします。
- ・会場をご希望の場合でも、お申し込み時に既に会場の定員に達していた場合には、オンラインのご案内とさせていただきますので、ご了承ください。
- ・オンライン参加についても、同時接続可能数に上限があるため、定員となり次第受け付けを終了させていただきますので、ご了承ください。
- ・当日オンラインで参加される方は、オンライン会議の参加者名に所属または個人名を記入し入室をお願いします。オンライン会議接続後は、カメラ・マイクをOFFにいただき、説明会開催までお待ちください。

「第三次・担い手3法に関する説明会」の開催について

～本年6月に成立した第三次・担い手3法に関する説明会の参加者を募集します！～

今般、持続可能な建設業の実現に向けた担い手確保のため、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が行われました。

これを踏まえ、通常必要な労務費の額を著しく下回る見積りや契約の禁止、価格転嫁の協議円滑化措置や工期ダンピング対策の強化、また、公共工事における休日確保・処遇改善や各段階でのICT活用などの改正内容について、以下のとおり説明会を開催します。

記

1. 日時及び場所

日時	令和6年8月5日（月） （第一部）10:00～12:00 ※建設業者、建設業者団体 （第二部）14:00～16:00 ※発注者、発注者団体など
会場	新潟美咲合同庁舎1号館 4階 合同会議室（新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1）※ 同時にオンラインでも配信します。
定員	各回共に 会場50名 オンライン 200回線 ※会場・オンライン共に、定員を超え次第締め切らせていただきます。

2. 内 容：各回とも、説明内容は同じです。

3. 対 象：建設業関係者、建設業団体、行政書士、民間発注者、民間発注者団体、国の機関、各自治体の発注担当部局、建設業許可部局 など
※法人、個人は問いません。建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
行政書士の方は、午前午後のどちらにもご参加いただいても支障ありません。

4. 参加申込：事前申込制となりますので、令和6年7月29日（月）12時までに、別紙「事前申込用紙」に必要事項を記入の上、下記までメールにてお申し込みください。※Wordファイルにて送付ください。
送付先：kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp

5. 取材について：冒頭のみカメラ取り・写真撮影可能です。議事は公開となります。

取材希望の場合は、当日受付を行いますので、会場までお越しください。
（事前予約は不要です）

配布先	新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ 新潟・富山・石川県内 建設専門紙	お問い合わせ	国土交通省 北陸地方整備局 TEL：025-280-8880（代表） 【説明会全体について】 建政部 建設産業課長 関川（内線 6121） 建政部 建設産業課長補佐 駒形（内線 6142） 【品確法について】 企画部 技術管理課長 吉田（内線 3311）
-----	---	--------	--



建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
↓ 36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

北陸地域においては、

- ◆度重なり発生する地震
- ◆気候変動による豪雨、大雪

等の地域基盤リスクに確実に対応するための体制(インフラ、担い手)を
持続的に構築していくことが必要不可欠



次を念頭に
事業推進

【受注機会の創出】

多様な地域基盤リスクに今後とも対応し続けるため、より多くの企業が受注できる機会を創出

【次代担い手の確保・活躍】

技術の継承を着実に行いつつ、地域の守り手を持続的に確保するため、女性や若手技術者が活躍できる体制を構築

「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- ・ 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- ・ さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

【継続】

評価内容

R6自治体実績評価型発注予定

事務所名	工事名又は事業箇所名
信濃川河川事務所	長岡地区河道掘削その10工事
信濃川下流河川事務所	小須戸橋左岸取付道路その7工事 小須戸橋左岸取付道路その8工事
新潟国道事務所	栗ノ木道路 地表道路改良その11工事 R6下須頃地区道路改良工事
長岡国道事務所	栗ノ木高架橋下部(下り・P25-26)工事 R6国道289号雪庇防止板設置工事

評価項目	施工能力評価型I型標準	自治体実績活用型※③
同種工事の施工実績	3	3
国 工事成績(平均点4ヵ年) 又は 県 工事成績(4ヵ年2工事平均)	-	6
国 工事成績(平均点4ヵ年)	3	-
国 成績優秀企業	1	-
国又は県 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	-	4
国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
国 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	-
国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	-
国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	-	-
優良下請け表彰企業の活用	1※①	1※①
登録基幹技能者の配置	1※①	1※①
(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※①	1※①
地域精通度	1	1
地域貢献度・災害対応度	3	3※②
配置予定技術者の		
同種工事の施工経験と立場	8	8
国又は県 工事成績(6ヵ年)	8	8
優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)	10	10
合 計	50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

受注機会促進型の試行

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
	...	...
技術者の能力等	地域貢献度	3点
	施工実績	8点
	工事成績	8点
...		...
施工計画		10点

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	手持ち工事量	6点
	...	...
	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
施工計画		10点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・**災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。**

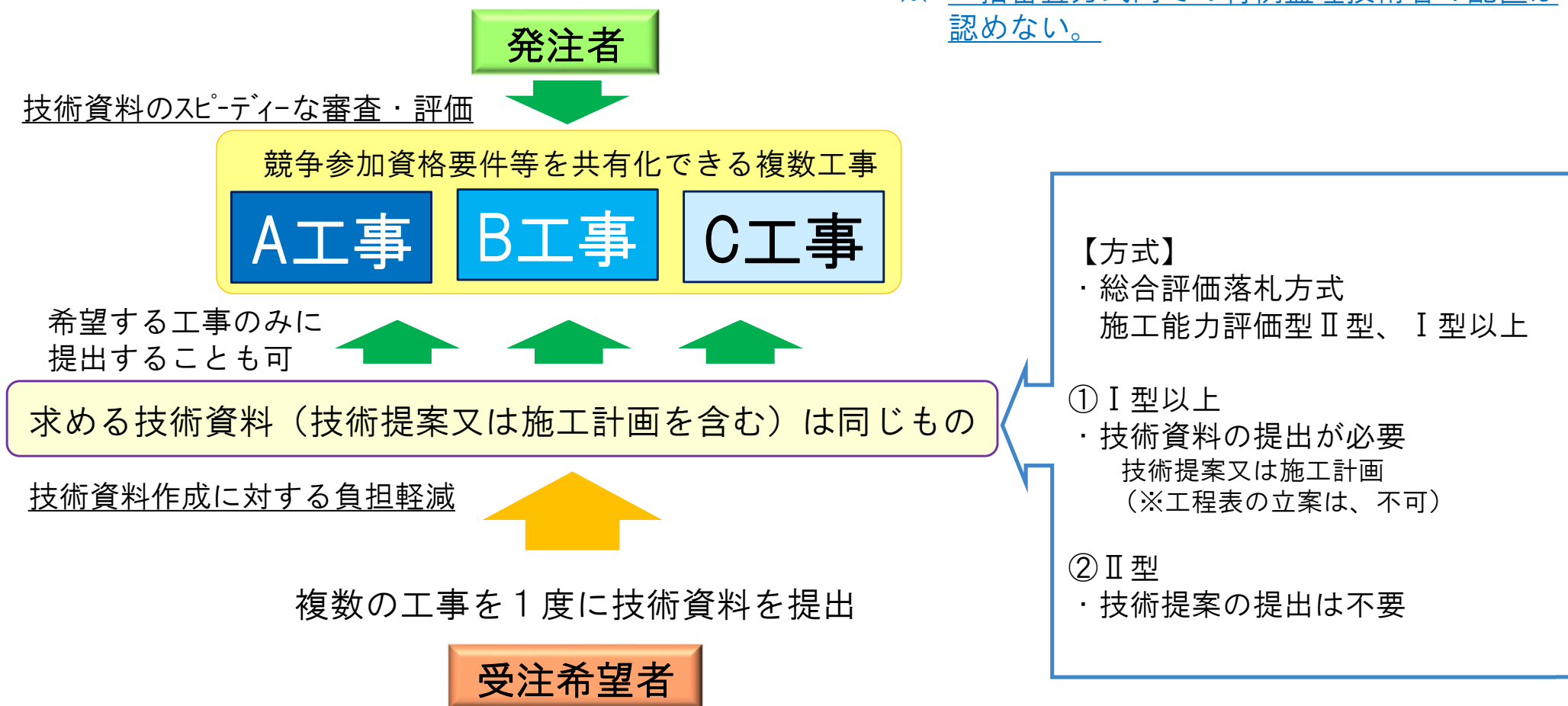
手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

一括審査方式の活用(適用範囲の変更)

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 令和5年度から、適用範囲は、施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）から、技術資料の提案が不要な施工能力評価型Ⅱ型へ拡大。

※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



企業能力評価型の試行

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業的能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業的能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精度度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

（企業能力評価型）

企業 の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精度度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ **受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減**

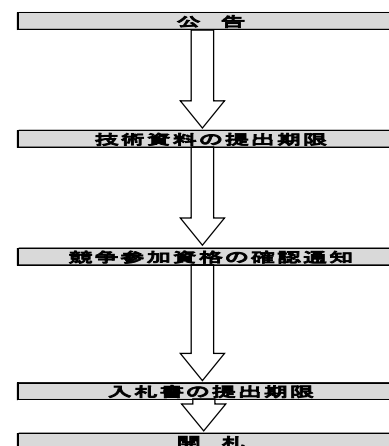
令和6年度の試行（案）

■評価配点（案）

評 価 項 目		施工能力評価型Ⅰ型 標準	企業能力評価型
企業 の 施 工 能 力 等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績(平均点4ヵ年)	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)		
	生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	2
	ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)		
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1	1
地域精通度	1	1	
地域貢献度・災害対応度	3	3	
配 置 予 定 施 工 能 力 等 の 技 術 者 の 能 力 等	同種工事の施工経験と立場	8	—
	工事成績(6ヵ年)	8	—
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	—
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	—
施工計画(設定テーマ)		10	—
合 計		50	20

配置予定技術者の
評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度 以上	7日程度 以上
10日程度 以上	7日程度 以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

ワーク・ライフ・バランス(WLB)認定企業の評価

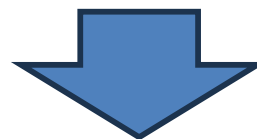
各種試行工事の見直し、追加：ワークライフバランス（評価基準の一部追加）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
- また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・**B等級**、及び建築工事A等級・**B等級の全ての**工事に**対象拡大**。
- 令和6年4月からは、さらに**仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていること**を、評価することとする。
- また、**WTO対象工事**に限って、**地元（施工県）在住の監理（主任）技術者の配置**をもって、評価することとする。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

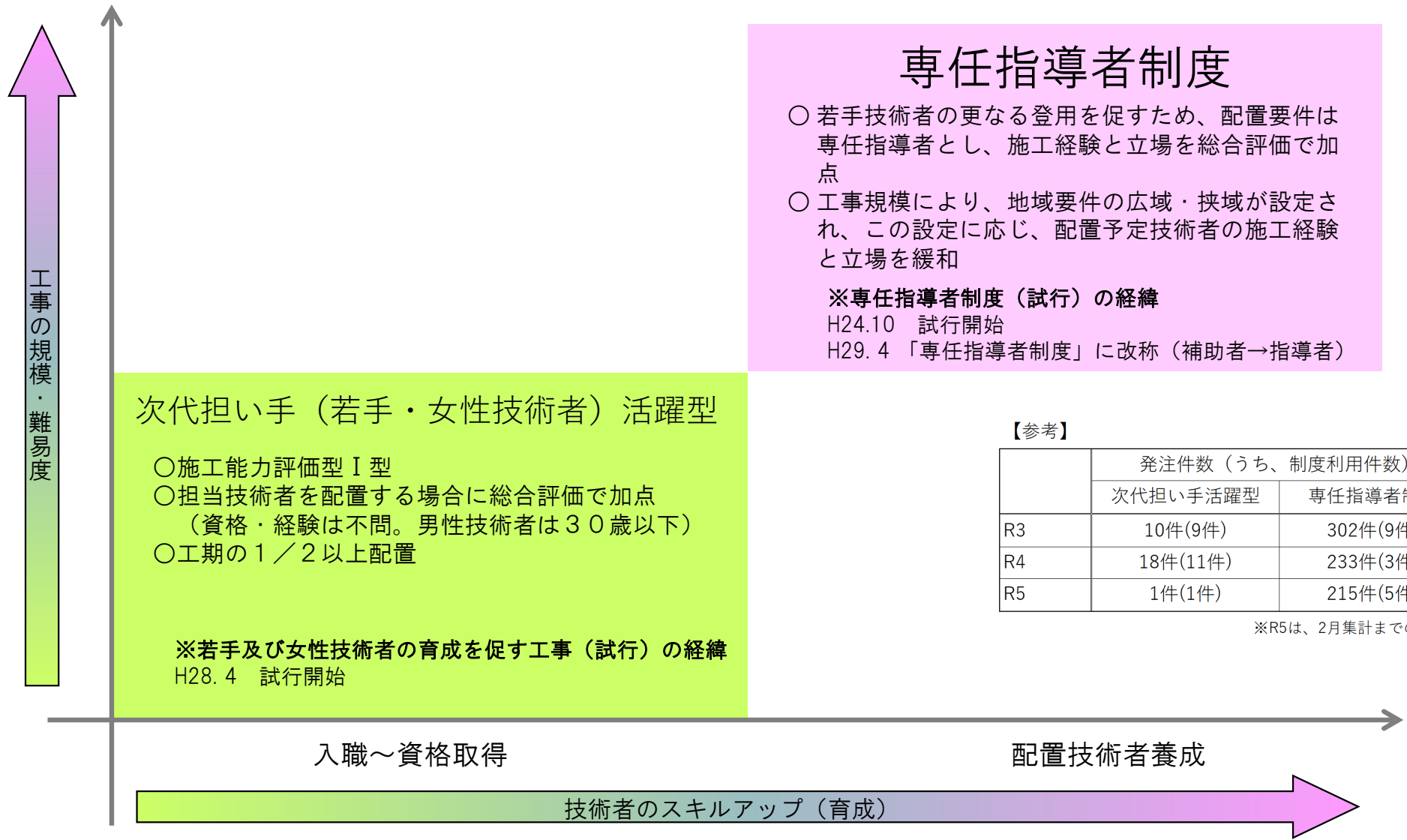
【現況】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点



【変更案】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点



【参考】

	発注件数（うち、制度利用件数）	
	次代担い手活躍型	専任指導者制度
R3	10件(9件)	302件(9件)
R4	18件(11件)	233件(3件)
R5	1件(1件)	215件(5件)

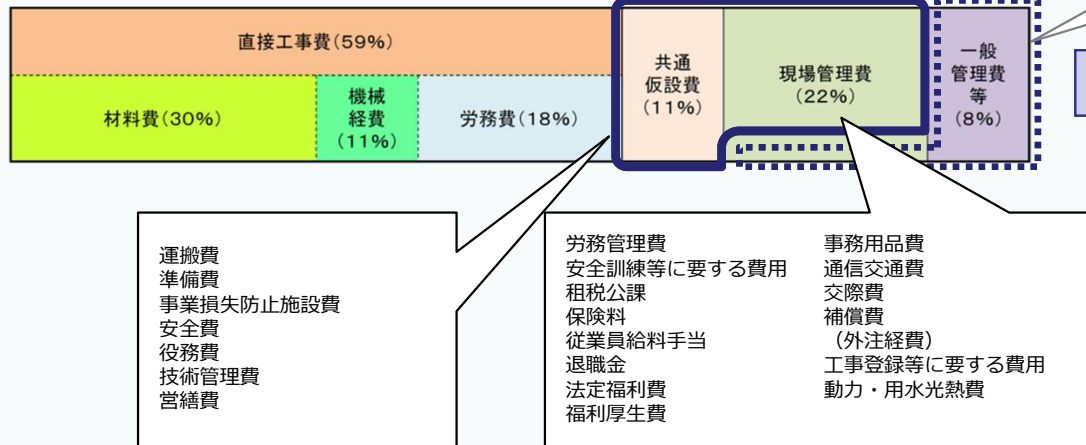
※R5は、2月集計までの速報値

諸経費動向調査について

調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調べ、積算基準に反映するための調査です。

一般土木工事の標準的な構成割合



現行の率式と乖離があれば
間接費の改定を行い、官積に反映する

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について (H26.6.4 交付・施行)

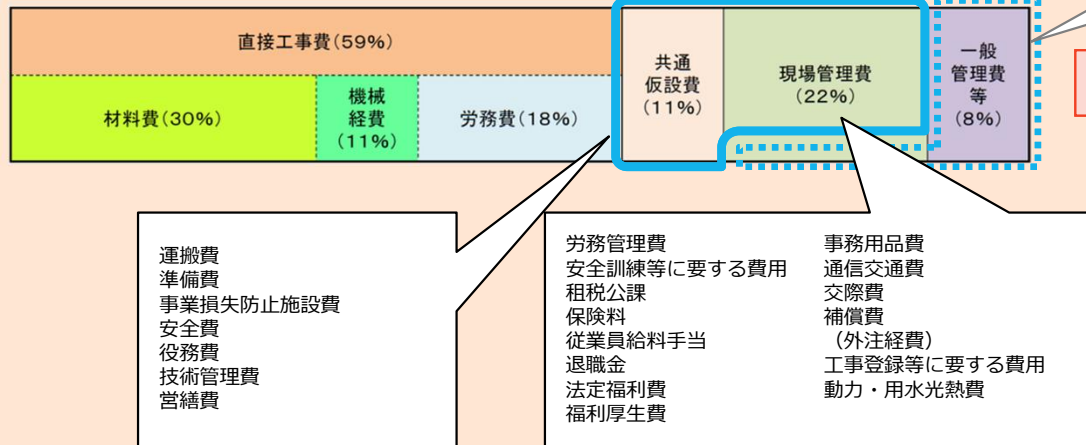
改正品確法では「発注者の責務」の1つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。

諸経費動向調査について

調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調べ、積算基準に反映するための調査です。

一般土木工事の標準的な構成割合



平成31年度土木工事積算基準等の改定



現行の率式と乖離があれば
間接費の改定を行い、官積に反映する

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について (H26.6.4 交付・施行)

改正品確法では「発注者の責務」の1つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。

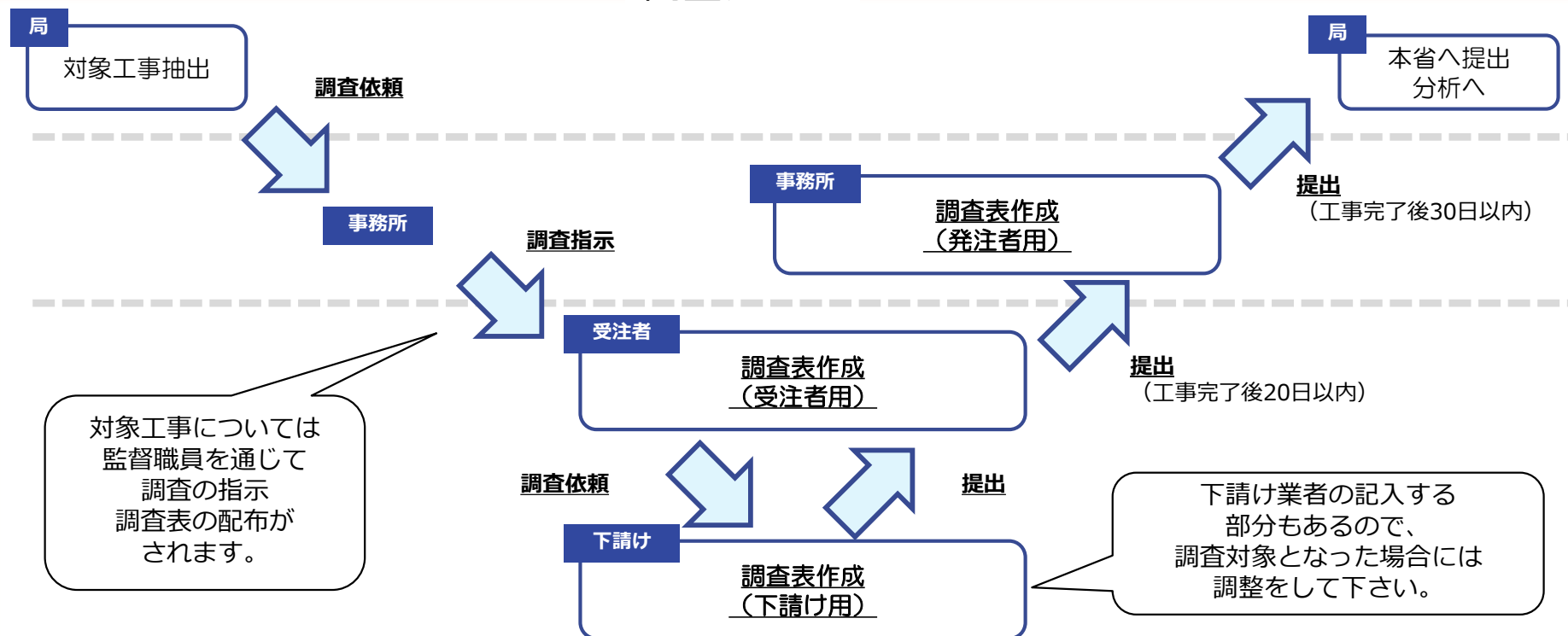
諸経費動向調査について

調査の対象

調査年度の竣工予定工事を対象とし、

- ① **工種・価格帯ごとに一定数を確保**するように対象工事を抽出しています。
- ② 件数の少ない 海岸・橋梁・トンネル・公園・電線共同溝工事については全工事が対象です。
(北陸地方整備局では、砂防も全工事対象)
- ③ 政令指定都市のD I D地区での工事は全工事が対象
- ④ **点在積算・見積活用型積算方式**での工事は全工事が対象

調査フロー



諸経費動向調査について

調査にあたっての注意点

調査表への記入

「確認」シート

元請：未入力・エラーの確認

シート名	未入力の件数	エラーの件数
一般事項	=> 0 件	0 件
工期	=> 0 件	0 件
施工分散	=> 0 件	0 件
A-1票	=> 1 件	0 件
A-1'票	=> 0 件	0 件

下請：未入力・エラーの確認

シート名	未入力の件数	エラーの件数
A-①票	=> 0 件	0 件

未入力・エラーがないかチェック
ある場合には修正をお願いします。

「工事費」シート

Ⅲ 工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください		金額単位:千円		1	2	3	4
費目	元請+ 元請外注	元請	元請外注 合計						
① 直接工事費	179,859	65,200	114,659			1,350	330	26,800	1,384
② 間接工事費	76,412	36,866	39,546			940	370	8,300	1,316
(1) 共通仮設費	14,665	12,240	2,425			0	0	955	0
(2) 補償費	0	0	0			0	0	0	0
(3) 現場管理費	61,747	24,626	37,121			940	370	7,345	1,316
レ 外注一般管理費等	14,600		14,600			694	146	2,753	441
(4) 機器間接費	0	0	0			0	0	0	0
イ 技術者間接費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0			0	0	0	0
ロ 機器管理費 (電気通信設備工事の場合)	0	0	0			0	0	0	0
元請) 一般管理費等 (電気通信設備工事の場合は、外注一般管理費等の自動計算値)	159,972		159,972			694	146	2,753	441
④ 一般管理費等 (電気通信設備工事の場合は、外注一般管理費等の自動計算値)	-38	-38	-38						
⑤ 銅線等工機製作費 (電気通信設備工事の場合は、機器単体費)	5,767	0	5,767			0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0			0	0	0	0
⑦ 工事価格	262,000	262,000	262,000			2,290	700	35,100	2,700
⑧ 消費税相当額(下請欄は、下請工事価格の自動計)	20,960	20,960	20,960			2,290	700	35,100	2,700
⑨ 工事請負金額	282,960	282,960	282,960						

元請の一般管理費等
下請の外注一般管理費等をチェック

契約額と調査表に記入された各項目の費用との差額が表示されています。

極端に大きい・極端に小さい：
二重計上や計上漏れ、
桁間違い、千円単位になっていない

間違いがないか確認をお願いします。

諸経費動向調査について

提出後

提出後、発注者用調査表（官積算額）との比較をして、必要に応じて聞き取り調査が行われます。
開きがある場合、入力ミスはないか なにか理由があるか等が確認されます。

確認結果の例)

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ・ 共通仮設費 | 路上工事の日々回送で輸送費がかかった
安全施設の費用が多くかかった |
| ・ 現場管理費 | 工期延伸で従業員給料・手当がかさんだ |
| ・ 材料費 | 安価購入ができた |
| ・ 労務費 | 施工環境が良く、効率よく作業できた |

調査表への記入について不明な事がある

調査表には入力マニュアルも添付されています。
不明な点があれば確認をしてみてください。

それでも不明な事があれば

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

（電話：025-370-6702 F A X：025-280-8861）までお問い合わせ下さい。

ご不明な点があれば
お問合せください



施工合理化調査について（調査の概要）

◆ 施工合理化調査を基に土木工事標準歩掛を作成

◆ 土木工事標準歩掛

- ・ 工事費用の算定に必要となる標準的な**労務・資材・機械**の所要量を「土木工事標準歩掛」として公表。
- ・ 国、地方公共団体の積算において幅広く活用されている。
- ・ 標準的な施工条件下での職種・規格・所要量を規定。施工形態の変化に応じて**改定（調査）**が必要。

◆ 土木工事費の構成（積算体系）

①.直接工事費 （目的物の施工に直接必要な経費）

②.間接工事費 （共通仮設費や現場管理費）

③.一般管理費 （会社の本支店での必要経費）

諸経費の調査に基づき改定

諸経費の調査に基づき改定

$$\text{合計金額} = \text{請負工事費} \\ \text{（①+②+③）} \quad \text{（積算価格）}$$

◆ 直接工事費（歩掛）の構成例（単位当り）

材料費	①材料 ・コンクリート ○○m ³ ・鉄筋(SD 295A) ○○t	×	資材単価 (市場価格・見積)
労務費	②労務 ・世話役 ○○人 ・普通作業員 ○○人 ・特殊作業員 ○○人	×	労務単価 (実態調査)
直接経費	③機械 ・バックホウ(0.8m ³) ○○日	×	機械経費 (損料・賃料)

- ・ 材料・労務・機械の所要量が歩掛。
- ・ **施工合理化調査の結果を反映して作成。**

各単価は
別途調査

標準歩掛

施工パッケージ歩掛

毎年

モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の変動の有無を調査

施工状況モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の詳細について調査

変動がある場合

変動がある場合

施工合理化調査

調査
年度

- ◆ 上記の調査で変動のあった工種を対象に歩掛について詳細な調査を行う

翌年度

詳細な解析により標準歩掛の制定・改定

- ◆ 変動要因などを確認し、施工の実態から歩掛の改定を行う。

施工合理化調査について（調査表記入時の留意点）

◆ 調査表では、適用範囲、使用機械、使用材料、施工量、編成人員を記入。

① 調査表記入（例：1日の作業を1列で記載する場合）

② 調査データ集計・分析

様式-4 ○○工 施工実態調査表

① 資 料 番 号 記 入 し な い		② 施 工 区 間 番 号 1								
施 工 区 間 番 号	○○種類	吹払式	○○方式	運動型	延長(m)	50m	高(m)	4m	支間長(m)	3.5m
施 工 区 間 番 号	10 / 31	11 / 1	11 / 2	11 / 4	11 / 5	11 / 6				
施 工 延 長 (m)	150m	150m	100m	150m	200m	100m				
施 工 障 害 の 有 無	なし	あり	あり	なし	なし	あり				
探 用 工 法	新工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法	従来(標準)工法				
新技術の使用状況	NETIS 番号	HK-000000								
施 工 職 種 名 略 称	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	作業時間	計
土木一般世話役	A	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
特殊作業員	B	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
普通作業員	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
普通作業員	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
機 械 ・ 器 具 名	機器番号	運転時間	運転時間	運転時間	運転時間	運転時間	運転時間	運転時間	運転時間	計
トラック(クレーン装置付き)	1	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
発動発電機	2	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
電動インパ	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	8 : 00	48 : 00
品 名	単 位	材料番号	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量	計
レンヂ	個	1	3	3	3	5	4	4	4	22
梯子	基	2	3	3	3	5	4	4	4	22
施 工 障 害 事 項 及 び	施工時間制約である 夜間作業である DID区間である 人家連担区間である 現道上の工事で交通規制が必要 環境対策が必要 作業ヤード狭隘である 現場が不連続である 構造物等の障害有り その他(具体内容)									

施工概要
施工量

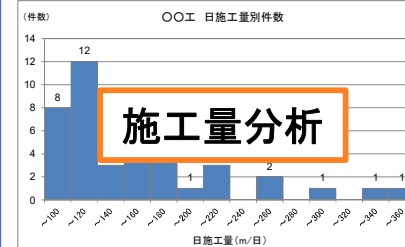
労務工数
編成人員

使用機械
稼働時間

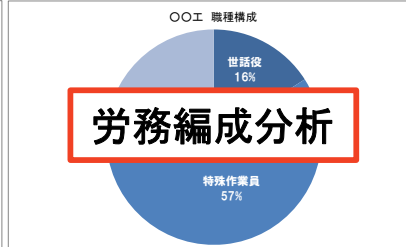
使用材料
使用量

施工障害
特筆事項

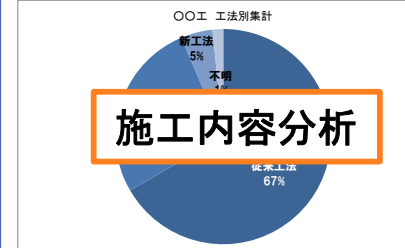
施工量分析



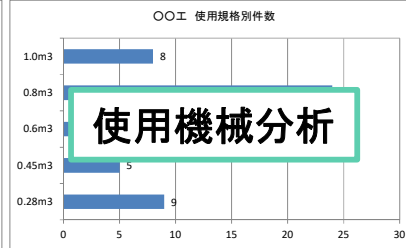
労務編成分析



施工内容分析



使用機械分析



適用範囲
本資料は、区分A～BにおけるA工法及びB工法による
○○工に適用する。なお、××には適用しない。

○○工歩掛 (100m³当り)			
名 称	規 格	単 位	数 量
土 木 一 般 世 話 役		人	2.50
特 殊 作 業 員		人	2.10
普 通 作 業 員		人	5.80
バ ッ ク ホ ウ 運 転	○○m³	h	16.50
ラ フ テ ー ク レ ン 運 転	○○吊	日	1.90
機 械 賃 借 費	機械燃料及び運転経費の25%	式	1

○○工 日当たり施工量				
区 分	工 法	施 工 量	日 施 工 量	摘 要
区 分 A	A 工 法	500m³ 未満	30	
	B 工 法	500m³ 未満	50	
区 分 B	A 工 法	500m³ 以上	150	
	B 工 法	500m³ 以上	150	

③ 歩掛作成

- ・適用範囲
(工法、作業内容等)
- ・日(単位)歩掛
(労務・機械・諸雑費)
- ・日施工量

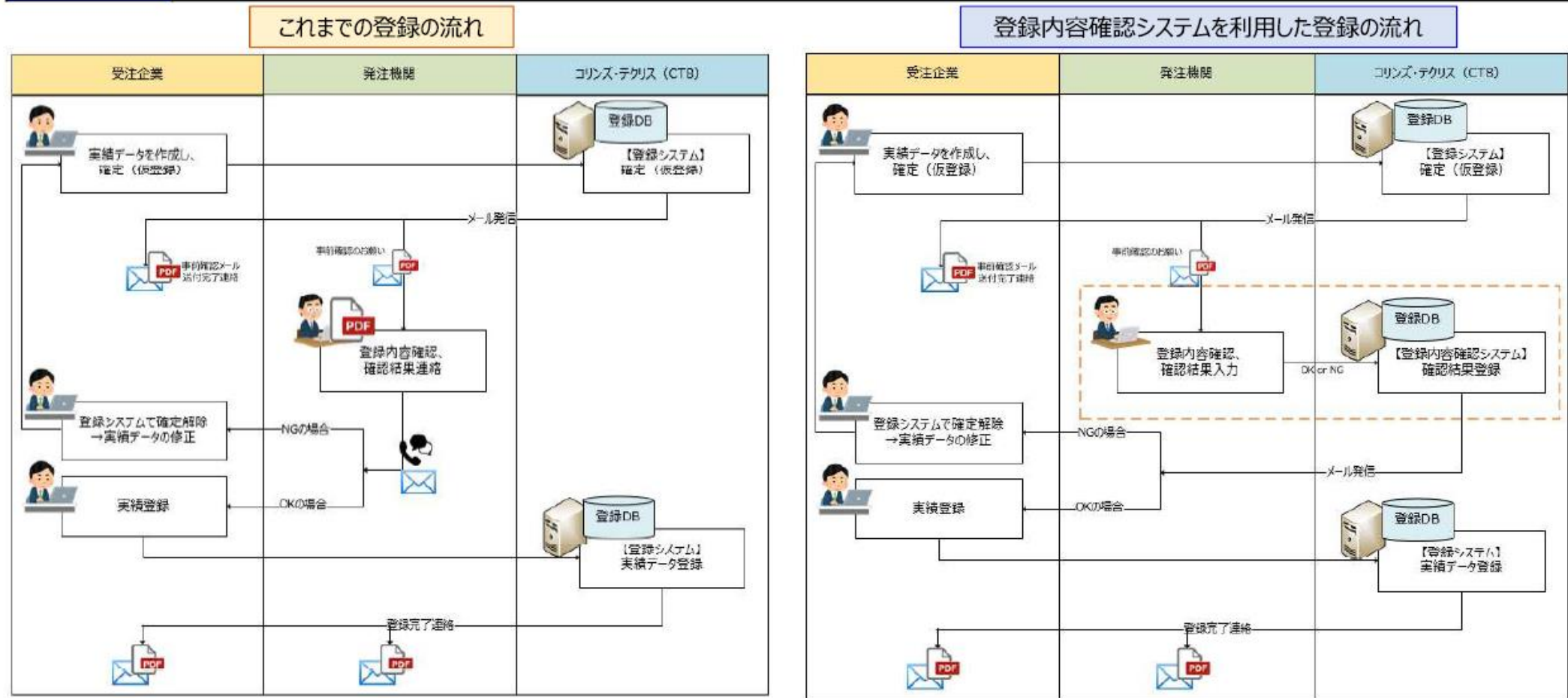
- ◆ 施工合理化調査の結果によって標準歩掛が決定されます。
- ◆ 適正な予定価格の設定、ひいては契約価格(適正な利潤の確保)につながります。
- ◆ 正確な調査(記入・確認)をお願いします！！

コリンズ・テクリス 登録内容確認のオンライン化について

令和5年11月よりコリンズ・テクリスにおいて「登録内容確認システム」が導入されております。
事務手続きの簡素化・迅速化を図るため、原則「登録内容確認システム」をご活用願います。

登録内容確認のオンライン化（共通）

- 目的・期待する効果
- 署名を廃止し、ペーパーレス化等、受発注者双方の事務手続きの簡素化に対応します。
 - 発注機関が確認した内容とその結果の証跡をデータとして保持し、発注機関が確認していない実績データの登録防止に努めます。



工事・業務にかかる資格要件・評価基準等の変更タイミングについて

- ・ 工事の総合評価落札方式等における競争参加資格要件や評価基準に基づく加点措置について、
評価切替のタイミングが評価項目によって異なりましたが、令和6年度より工事成績や表彰の評価切替タイミングを
「10月1日」に統一します。
- ・ また、業務においても、「10月1日」に統一します。

【工事】

【事】

変更前

変更後

※安全管理優良受注者表彰については、従前どおり「10月1日」で評価切替

技術資料提出期限日 (同時提出方式は、申請書提出期限日)			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考		
企業の 技術力	工事成績	令和元年度～令和4年度						令和2年度～令和5年度													完成年度		
		令和4年度・5年度						令和5年度・6年度													認定年度		
		優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰	優良工事表彰	令和4年度・5年度						令和5年度・6年度													表彰年度
			安全管理優良受注者表彰	令和4年度・5年度			変更無し			令和5年度・6年度													表彰年度
		優良工事における下請負者表彰 【メモ：一般土木・C・B、鋼橋上部、PCのみ対象】		令和4年度・5年度						令和5年度・6年度													表彰年度
		生産性向上技術活用表彰 又はICT人材育成推進企業認定	生産性向上技術活用表彰	令和5年度						令和6年度													表彰年度
	ICT人材育成推進企業認定		令和5年度						令和6年度													認定年度	
	配置 予定 技術者の 能力	工事成績		平成29年度～令和4年度						平成30年度～令和5年度													完成年度
優良建設技術者(工事)表彰又は優良工事表彰の従事技術者		優良建設技術者(工事)表彰	令和2年度～令和5年度						令和3年度～令和6年度													表彰年度	
		優良工事表彰の監理(主任)技術者	令和4年度・5年度						令和5年度・6年度													表彰年度	
技術資料提出期限日			4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 28日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日			

【業務】

業務

			変更前					変更後															
参加表明書の提出期限日			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考		
技術提案書に 要求される資格	企業	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度
	予定管理技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度
技術提案書 特定評価項目	企業の成績・表彰	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度
		過去2年間の業務表彰の 有無	令和4年度～令和5年度										令和5年度～令和6年度										表彰年度
		生産性向上技術活用表彰	令和5年度										令和6年度										表彰年度
	予定技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度										令和2年度～令和5年度										完成年度
		過去4年間の技術者表彰の 有無	令和2年度～令和5年度										令和3年度～令和6年度										表彰年度
参加表明書の提出期限日			4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 29日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日			